

恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業 要求水準書

1. 意義

本要求水準書は、「恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業（以下「本事業」という。）」のプロポーザル参加者に求める提案の条件となる要求水準を示すものである。

プロポーザルに参加することが認められたものは、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の受注者は、本件事業期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

2. 事業内容

ア 広場実施設計（現地測量、詳細図面の作成、構造計算を含む。）

イ 遊戯施設（大型複合遊具他）製作・設置工事 1式

ウ 便益施設（水飲み、手洗い等）設置工事 1式

エ 休憩施設（休憩場所、ベンチ等）設置工事 1式

オ 外周園路舗装工事 1式

カ 修景施設（芝生等）設置工事 1式

キ 管理施設（柵、案内看板、注意看板、時計、排水設備、散水栓等）設置工事
1式

ク 水景施設（水遊び施設）設置工事 1式

ケ アスレチック広場 整備工事 1式

※基礎工事、運搬費用を含む。

※必要な建築確認申請の手続きを含む。

※事業上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

3. 整備基本方針

(1) 多様な特性（年齢や障がい等）のある子どもたちを中心とした利用者が、楽しく遊び、幸せを感じることができるようなインクルーシブな広場で、県内には設置されていないオリジナリティーあふれた広場の整備

(2) 既存の樹木や起伏をデザインの一部とし、遊具だけでなく自然環境を活かした遊びや、ごっこ遊びなどの社会的な遊びが、積極的に行われるような広場の整備

(3) みんなで見守る仕組みを整え、快適で、再度利用したくなるような広場の整備

4. 要求水準

(1) 共通要求水準

- ア 企画提案等は整備基本方針を基に行うこと。
- イ インクルーシブな広場の考えに基づき、レイアウトについては、遊具エリア、芝生エリアを主とした配置とすること。可能な範囲で地形の起伏を活かしたアスレチックエリアの整備を期待する。
- ウ 各施設的设计については、「都市公園の移動円滑化ガイドライン（改訂第2版）国土交通省」（令和4年3月）に適合したものとすること。
- エ 各施設の材質は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとすること。
- オ 維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとすること。
- カ 広場全体、特に遊具広場については、排水処理を徹底すること。
- キ 遊具の選定にあたっては、事業の実施に先立ち行ったインクルーシブ遊具体験会の利用者アンケートの内容を参考にすること。（アンケート結果は、下松市ウェブサイトにて公開している。）
- ク 本要求水準を満たす限りにおいて、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとし、参加申請者の創意工夫に期待する。

(2) 遊戯施設（複合遊具他）に対する要求水準

- ア 遊具エリアは、乳幼児用遊具（1～3歳）と、「遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 1 4）」（（社）日本公園施設業協会）に規定される幼児用遊具（3～6歳）、児童用遊具（6～12歳）をそれぞれのエリアとして区分し、設置すること。乳幼児用遊具エリアについては、大きい年齢層の子どもたちが走り回るような配慮を必要とするが、それ以外のエリアについては、インクルーシブ遊具であることから、年齢表示により排除される利用者が出ない配慮をすること。
- イ 複合遊具は、当公園のシンボルとなるような「遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 1 4）」（（社）日本公園施設業協会）に規定される児童用遊具を1基以上設置すること。
- ウ 複合遊具の一部は、一般の遊具の利用に制限がある車いす利用者等でも、保護者や介助者がいなくても内部で遊べるように工夫すること。また、それ以外の部分についても、保護者・介助者がともに利用できるよう、通路幅やスペースが考慮されたものとすること。
- エ その他の遊具については、複合遊具又は個別遊具を要求水準に応じて提案すること。
- オ さまざまな遊びの要素や幅広い難易度、多人数又は一人遊びが好きなど、多様な特性のある利用者が自分のスタイルに合わせて遊びが選択できるよう計画すること。

- カ 遊具の間隔を広く配置したり、動的遊具と静的遊具の配置を工夫したりして、走り回ってもぶつかりにくい設計とすること。
- キ 滞留時間が長い遊具などに対しては、日陰の確保等、猛暑対策の提案を行うこと。
- ク 遊具の遊び方、注意事項等を明示した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。子どもたちでもわかりやすいイラストや表現でデザインするとともに、子どもの目線に合わせた高さとする。
- ケ 順番を待つことが苦手な子どもでも、待つことが遊んでいるように感じられる工夫をするなど、多様な特性のある子どもたちに、ルールがわかりやすい配慮をすること。
- コ 周りの人たちにも、多様な人がいることを理解されるような配慮をすること。
- (3) 便益施設（水飲み、手洗い等）に対する要求水準
- ア 管理棟・トイレ棟との配置を考慮し、外周園路の近くで利用しやすい位置に設置すること。
- イ 成長に合わせた高さにするなど小さい子どもでも進んで手洗いをしたくなるような工夫をすること。
- (4) 休憩施設（休憩場所、ベンチ等）に対する要求水準
- ア 近年の猛暑の影響により、日陰で休める場所の確保が必要であることから、木陰を活かした休憩施設の提案を行うこと。
- イ 工作物を配置する場合は、多様な特性のある利用者を想定した、インクルーシブデザインとすること。
- ウ 見通しが良い場所で、保護者や介助者も遊んでいる利用者のそばで見守れるように設置すること。
- (5) 外周園路に対する要求水準
- ア ウォーキングやジョギングを想定しており、障がいの有無にかかわらず、健康づくりをしたくなるような仕掛けづくりをすること。
- (6) 修景施設（芝生等）に対する要求水準
- ア 遊戯施設周辺以外の広場の表面仕上げは、張芝を基本とする。
- イ 使用する芝については、草丈が高くなりやすく、耐摩耗性や耐候性に優れた性質を持つ品種の提案を期待する。
- (7) 管理施設（柵、案内看板、注意看板、時計等）に対する要求水準
- ア 遊具エリアの外周に設置する柵等は、周辺施設との調和がとれ、閉鎖的な印象を持たせないようなデザインとすること。
- イ 遊具広場の各出入口に広場の案内看板を設置すること。案内看板には、以下の内容を記載すること。
- ・誰もが安全・安心・快適に利用できるというインクルーシブ広場の趣旨
 - ・広場のエリア分けや管理棟・トイレ棟などを記載した案内図

- ・多様な特性のある利用者が楽しく利用するために、お互いが声を掛けあったり、注意しあったりすることが重要であるという、広場を利用する上でのルール
 - ・絶対にやってはいけないことについて、誰でも理解できるようピクトグラム等による効果的な表示
- ウ 設置する看板やパネル類は、子どもたちでもわかりやすいイラストや表現でデザインするとともに、子どもの目線に合わせた高さとすること。
- エ 時計を設置する場合は、時間がわかりやすく、見やすい場所に設置すること。壊れにくくメンテナンスの必要がないようなものが望ましい。
- (8) 水景施設（水遊び施設）に対する要求水準
- ア 多様な特性のある子どもたちが、気軽に水に親しむことができる施設を設置すること。なお、維持管理等のコストを考慮し、循環施設を使用しない設備（ドライミスト噴水等）とすること。
- (9) アスレチックエリアに対する要求水準
- ア 地形や自然を活かした活動的な遊びを促すことを目的とし、主に「遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 1 4）」（（社）日本公園施設業協会）に規定される児童用遊具で、大掛かりな遊具に頼らない広場を考えている。造成工事で整備する築山（H=2.5m程度）を活かした提案を期待する。
- イ 段差等を設ける場合は、必ず面取りし、転んでも危なくないような配慮をすること。

5. 指定条件

(1) 共通事項

- ア 各施設の設置後20年間に必要なメンテナンス計画及び維持管理費用を提出すること。
- イ 各施設の消耗品類の交換周期と価格を提出すること。
- ウ 広場及び園路は、参考図の計画で粗造成し引継ぎを行う。
なお、現在施工中であり、完成は令和5年9月末を予定している。

(2) 遊具エリア

- ア 個別遊具として、重度の障がいがあっても利用可能なブランコを2基以上設置すること。※体幹の保持が難しくても、介助者とともに利用ができるようなもの。
- イ 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくするため、順番待ちの空間を設ける等、歩行空間と遊具との距離を十分に確保すること。遊具の安全領域には、安全面を考慮しゴムチップ系舗装で仕上げる。遊具エリア全体を舗装する必要はないが、出入口から遊具及び遊具間は移動円滑化に配慮した通路（舗装の種類は提案）を整備すること。
- ウ 遊具エリアは、利用者の飛び出しを防止するための工夫をすること。なお、発災等による避難時に支障がないように配慮した構造や配置とすること。

エ 遊具の基準等は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 1 4）」（（社）日本公園施設業協会）の基準を満たすもので、「公園施設団体賠償責任保険」又は、これと同等以上の補償を満たす保険に加入すること。

(3) 外周園路

ア 園内の各施設への管理道としての機能も有している。そのため、4 t 車程度の管理車両の通行に耐えうる舗装構成や表面仕上げとすること。

イ 表面仕上げについては、凸凹を感じることをしない仕上げとすること。

ウ 外周園路の有効幅員は、 $W = 4 \text{ m}$ とする。端部に縁石が必要な場合は、当事業にて施工すること。

(4) 管理施設

ア 広場全体の排水施設として、以下の施設を必ず計画すること。なお、構造や側溝断面等については流量計算を実施し決定すること。また、流末については、既存の雨水設備（資料7-（4）参照）に接続すること。

- ・雨水側溝 $L = \text{約} 400 \text{ m}$ （柵・蓋・グレーチング等含む。）・・・園路内側
- ・暗渠排水 $L = \text{約} 400 \text{ m}$ ・・・広場

イ 排水設備については、移動円滑化に配慮した提案を行うこと。

ウ 効率的な広場管理ができるよう、広場内に散水栓を適切に配置すること。

エ 水飲み・手洗いや水遊び施設、散水栓に供給する給水管については、広場の維持管理や故障時の対応が容易となるよう管路を配置すること。また、荷重、衝撃等を考慮し埋設深さを0.3 m以上確保すること。なお、別工事で施工する給水設備（資料7-（5）参照）に接続することとし、施工時期については別途打合せることとする。

オ 水圧については、公園内への引き込みが0.4 MP a となっている。管理棟等の水圧を除き0.35 MP a 程度を見込んでいる。

(5) 水景施設（水遊び施設）

ア 施設に使用する電源については、別工事で施工する分電盤（資料7-（6）（7）参照）から水遊び施設まで配線し接続すること。なお、分電盤から広場までは埋設されたケーブル保護管を使用すること。なお、施工時期については別途打合せることとする。

(6) アスレチックエリア

ア 斜面へ設備類を設置する際には土砂の流出に配慮すること。

(7) 事業上限額

ア 180,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 施工条件

(1) 工期

契約日の翌日から令和6年3月22日まで

(2) 施工時間帯 ※指定あれば

8時30分から17時まで（土、日、祝日を除く。）

(3) 契約上の留意事項

受託者は、契約後60日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について報告書を作成し、発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。

(4) 共通仕様書等

ア 受託者は、土木工事の施工に当たっては、公告日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」、「山口県土木工事施工管理基準」、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」及び「公園緑地工事施工管理基準」等に基づき履行すること。

イ 受注後は、関係法令を遵守し、「下松市測量調査設計業務委託契約約款（令和4年12月28日）」及び「下松市建設工事請負契約約款（令和5年3月24日）」に基づき速やかに着手すること。

(5) 建設副産物

ア 工事で発生する建設副産物については、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

イ 工事で発生する残土については、下松市災害発生土処理場に搬入すること。

(6) 施工時の管理方法（写真等の記録、出来高管理について）

ア 工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

イ 受託者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。

ウ 工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）に整理し、工程の過程が容易に把握できるようにすること。

エ 土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。

オ 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

カ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講ずること。

キ 工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、発注者に報告後、受託者により補修等行うこと。

(7) 現地条件等の補足

ア 工事用ヤードは、資料7-(8)の場所を利用すること。ただし、関連他工事がある場合は共用となるため注意すること。

イ 供用中の施設があるため、利用者の動線及び安全対策を講じること。

ウ 工事用ヤード内への公園利用者等の進入防止策を講じること。

7. 提供資料

(1) 位置図

(2) 敷地造成平面図

(3) 割付寸法平面図

(4) 雨水排水設備平面図

(5) 給水設備平面図

(6) 電気設備平面図

(7) 電気設備詳細図

(8) 参考図 (工事用ヤード)